

第 1 5 回大阪府環境審議会会議録

開催日 平成 13 年 3 月 28 日

場 所 プリムローズ大阪

第15回大阪府環境審議会会議録

開会 午後2時

司会（前川補佐） 長らくお待たせいたしました。定刻になりましたので、ただいまから、第15回大阪府環境審議会を開催させていただきます。

私は、本日の司会を務めさせていただきます環境農林水産総務課の前川でございます。よろしくお願ひいたします。

皆様方には、お忙しい中、ご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

それでは、会議に先立ちまして、孝石副知事からごあいさつを申し上げます。

孝石副知事 ご紹介をいただきました孝石でございます。第15回大阪府環境審議会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

委員の皆様方には、ご多忙にもかかわりませず、ご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。また、日ごろから、環境行政を初めとする大阪府政の推進にひとかたならぬお力添えをいただいておりまして、この場をおかりいたしまして厚くお礼を申し上げます。

さて、21世紀は「環境の世紀」と言われ、環境問題は地域だけではなく地球規模での主要な課題となっているところでございます。我が国におきましても、循環型社会形成推進基本法などの整備によりまして、循環型社会づくりの新しい枠組みが示され、国を挙げての取り組みが進められているところでございます。

大阪府におきましても、昨年12月に大阪の再生・元気倍増ということを目指しまして新しい総合計画を策定いたしましたが、その中でも、「環境と調和した、安全なくらしの大坂」という旗印のもとで、「環境を守り、地球と生きる」という基本計画のもと、環境の保全と創造に今後一層取り組んでいくことといたしております。

さらに、環境分野における将来像や具体的な施策の基本方向を示す新しい環境総合計画を平成18年度に策定すべく、その基本的な考え方につきまして、昨年8月にこの審議会にお諮りをし、現在、新環境総合計画部会においてご検討をいただいているところでございます。

本日は、その中間報告をいただき、それをもとに委員の皆様にご審議をお願いいたしますとともに、昨年8月に設置いたしましたほかの2つの部会での決議事項、あるいは

検討状況についてご報告をいただくこととなっております。またあわせて、循環型社会の形成に向け、大阪府域における廃棄物関係の諸施策の推進を図るため、廃棄物の減量、適正処理の方向性を示す計画、廃棄物処理計画を平成13年度に策定するに当たりまして、ご意見をいただきたく、お諮りをいたしますので、よろしくご審議をお願いいたします。

最後になりましたが、委員の皆様方には、府政に対する引き続きのお力添えをお願い申し上げまして、ごあいさつといたします。どうぞよろしくお願い申し上げます。

司会（前川補佐） 続きまして、委員のご紹介をさせていただきます。時間の都合により、今般新しく委員をお引き受けいただいた方につきましてご紹介させていただきたいと存じます。

（新委員紹介）

次に、新環境総合計画に係る調査検討に参画いただいております専門委員の方をご紹介させていただきます。

（専門委員紹介）

また、環境審議会の幹事にご就任いただいている方々並びに事務局の職員につきましては、お手元にお配りしております配席表に名前を書いてございますので、紹介を省かせていただきます。

続きまして、本日の資料を確認させていただきます。

（配付資料確認）

それでは、ただいまから議事にお入りいただきたいと存じます。

なお、本日、委員定数42名のうち27名の方の出席をいただいておりますので、大阪府環境審議会条例第5条第2項の規定に基づきまして、本審議会が成立いたしておりますことをご報告申し上げます。

それでは、相賀会長、よろしくお願ひいたします。

相賀会長 それでは早速、議事に入らせていただきます。

議題1の廃棄物処理計画についてでございますが、これは諮問事項でありますので、まず諮問をお受けしたいと思います。

孝石副知事

大阪府環境審議会

会長 相賀 一郎 様

廃棄物処理計画について（諮問）

標記計画の策定について、貴審議会の意見を求める。

どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

〔孝石副知事より相賀会長に諮問文書手交〕

司会（前川補佐） まことに申しわけございませんが、孝石副知事は次の公務の都合で、ここで退席させていただきます。どうかご了承いただきますようお願いいたします。

〔孝石副知事 退席〕

相賀会長 ただいま当審議会に対しまして諮問がありました廃棄物処理計画について、まず最初に事務局から説明をお願いします。

事務局（上田室長） 環境整備室長の上田でございます。私から、資料に基づきまして、廃棄物処理計画についてご説明いたします。

まず、資料1-1をごらんいただきたいと思います。

これは、先ほど孝石副知事から相賀会長にお渡ししました諮問文でございますが、裏面にこの諮問に関する説明文を載せておりますので、ごらんください。

本府におきましては、廃棄物処理法に基づき、昭和49年から3次にわたる産業廃棄物の処理に関する計画を策定しております。現在の計画は、平成3年度末に策定し、平成13年度を目標年度とする大阪府産業廃棄物管理計画でございますが、この計画により、府域の産業廃棄物の減量及び適正処理に関する施策を推進してまいりました。

しかし、全国的にも、依然として大量の資源が消費され、大量の廃棄が行われているなどの現状にあっては、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築を図るために、昨年、循環型社会形成推進基本法や各種リサイクル関連法の制定など法整備が行われました。あわせて、廃棄物処理法が改正されております。

この廃棄物処理法の改正によりまして、都道府県が一般廃棄物と産業廃棄物に関する廃棄物処理計画を策定することとなっております。この廃棄物処理計画策定に関する規定は本年4月1日から施行されますが、廃棄物処理法第5条の3第3項で、計画策定に当たっては審議会及び市町村の意見を聞かなければならない旨、定められておりますの

で、この規定を踏まえて、今回、本審議会に諮問するものでございます。

次に、資料1-2をごらんいただきたいと思います。「廃棄物処理計画の策定について」の資料に沿って、ご説明いたします。

まず、1ページをごらんください。ここには、廃棄物・リサイクル関連法の全体像を示しております。

詳細の説明は省略させていただきますが、太い線で囲った法律が昨年に制定され、また改正されております。また、ここには記載しておりませんが、現在、国会で、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法案が審議されておりまして、新たにP C B処理の対策が位置づけられることとなります。

次に、2ページをごらんください。ここでは、廃棄物処理計画と他の計画との関連を示しております。

今回諮問いたします廃棄物処理計画は、太線内に記載いたしておりますとおり、環境大臣の定める基本方針に即して、当該都道府県の区域内における廃棄物の減量、その他適正な処理に関する計画を定めるものでございます。この基本方針は、近く環境省から示されると聞いております。

また、一般廃棄物も含めて対象といたしますことから、廃棄物処理法第6条に基づいて市町村が定める一般廃棄物処理計画との整合を図るとともに、府の「ごみ処理広域化計画」「分別収集促進計画」及び大阪府廃棄物減量化・リサイクル推進会議の「ごみ減量化・リサイクルアクションプログラム」の内容を処理計画に反映させる必要があります。このうち、現在、大阪府ごみ処理広域化計画とごみ減量化・リサイクルアクションプログラムを資料としてお手元に配付しておりますので、後ほどごらんください。

さらに、先ほど申し上げましたP C B廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法案においては、各都道府県はP C B廃棄物処理計画の策定が義務づけられることとなります。この策定に当たっては、廃棄物処理計画などに即して定めることとなっております。

また、現在ご審議いただいている環境総合計画の基本的な考え方と整合のとれた計画とする必要がございます。

次に、3ページをお開き願います。ここには、廃棄物処理計画に関する廃棄物処理法及び同法の施行規則の規定をまとめています。

このうち廃棄物処理計画に定める事項につきましては、11行目から下にお示ししてお

ります1号から5号まで順に記載している内容でございますが、まず1号の廃棄物の発生量及び処理量の見込み、次に2号に記載しておりますように廃棄物の減量その他適正な処理に関する基本的事項、具体的には廃棄物の処理の現状、廃棄物の排出抑制、再生利用等に関する目標及び目標を達成するために必要な措置、3号の一般廃棄物の適正な処理を確保するために必要な体制に関する事項、4号の産業廃棄物の処理施設の整備に関する事項、そして5号の前各号に掲げるもののほか、廃棄物の適正な処理に関し必要な事項として、具体的には不適正な処分の防止に必要な監視、指導その他の措置、関係行政機関等との連携に関する事項、意識の啓発に関する事項、などを定めることとなっております。

なお、策定に当たりましては、産業廃棄物の発生や処理の状況を把握するため実態調査を行いますとともに、市町村における一般廃棄物の処理状況を把握し、将来の排出量や再生利用量等を推計いたします。この廃棄物処理計画を、平成13年度末を目指して策定したいと考えております。

次に、資料1－3をお開き願います。現行の大阪府産業廃棄物管理計画の体系図を記載しております。計画概要をお示ししますとともに、お手元にこの計画の冊子を配付しておりますので、後ほどごらんいただきたいと思います。詳細は割愛させていただきたく思います。

最後に、資料1－4をお開き願います。府域における廃棄物の実態をお示ししております。

1ページから2ページには、一般廃棄物のうち、ごみについて、過去5年間の推移、平成11年度の処理の状況また処理施設数の推移をお示しいたしております。

3ページから4ページをお開き願います。一般廃棄物のうち、し尿について、過去5年間の推移、平成11年度の処理の状況でございます。また、関連資料といたしまして、公共下水道普及率並びに浄化槽設置基数の過去5年間の推移を記載いたしております。

5ページから8ページにかけましては、産業廃棄物に関する資料となっております。府域における産業廃棄物全体を把握するために、平成12年度の産業廃棄物の発生や処理の状況に関する実態調査を行いますが、今までに調査した結果をお示ししております。さらに、大阪府の要綱に基づきまして、多量排出事業者や特定建設業者から発生量等の報告を求めておりますので、その過去5年間の推移を記載いたしております。

7ページをお開き願います。産業廃棄物処理業者数の過去5年間の推移を記載してお

りますが、これは大阪府、堺市、大阪市、東大阪市がそれぞれ許可をいたしました業者数の合計数でありまして、1つの業者で複数の許可を持っている場合が多くありますので、重複した数となっております。

9ページには最終処分場の状況、10ページには廃棄物処理施設から排出されている排ガス中のダイオキシン類濃度分布をお示ししておりますので、ごらんいただきたいと思います。

簡単でございますが、廃棄物処理計画に関する説明はこれで終わらせていただきます。

相賀会長　ただいまの説明に対しまして、何かご質問あるいはご意見がございましたら、どうぞ。——ございませんでしょうか。それでは、ご質問、ご意見がないようですが、先ほどの説明では廃棄物処理計画を平成13年度内に策定したいということではありますで、それまでに答申できるよう検討を進めてまいりたいと思っております。どうぞご協力のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、議事の2に移ります。

議事の2は、廃棄物処理計画部会の設置及び組織、運営についてでございます。これは、廃棄物処理計画に係る審議の進め方に関する議題でございます。私といたしましては、専門技術的な内容を効率的に審議するために、大阪府環境審議会条例第6条第2項の規定によりまして、新たに部会を設置し、検討を行っていただいた方がよろしいのではないかと考えております。

事務局から、部会の設置及び組織、運営について説明をお願いします。

事務局（上田室長）　それでは、廃棄物処理計画部会の設置、組織及び運営につきまして、資料2に基づいてご説明をいたします。

まず、第1の趣旨は、記載のとおり、この部会は、先ほど会長からご説明がありましたように、廃棄物処理計画の策定について検討を行うため、大阪府環境審議会条例第6条第2項の規定に基づいて設置するものでございます。

次に、第2の組織についてでございますが、(1)の①に記載する条例第2条第1項第1号に規定する委員、つまり現審議会の専門分野の学識経験者3名以内と、同じく(1)の②に記載する条例第3条第2項に規定する専門委員若干名について、会長に指名いただいて組織することといたしております。また、条例第6条の第4項及び第5項で、部会に部会長を置き、会長が指名する委員がこれに当たること、及び部会長は部会の会務を掌理することが定められておりますが、(2)では、部会長に事故があるときは、部会に属す

る委員の中から、あらかじめ部会長の指名する者がその職務を代理することについて規定することといたしております。

さらに、第3の会議では、部会の会議は部会長が招集し、部会長がその議長となること、及び第4の補則で、この要領に定めるもののほか、部会の運営に関する必要な事項は部会長が定める旨を規定し、条件及びこの要領に従って部会を運営し、廃棄物処理計画の検討をお願いいたしたいと考えております。

説明は以上でございます。

相賀会長　ただいまの説明につきまして、何かご意見あるいはご質問がございましたら、どうぞお願いします。

小谷委員　先ほどの1番も含めてのことになりますが、今回、諮問が行われまして、循環型ということを中心にされるように思います。こちらの資料を見せていただきましても、今の廃棄物処理の状況は焼却に頼っているものが大変大きなウエートを示していて、日本は焼却による廃棄物の処理が世界の中でも際立っているというお話を聞いておりますし、ダイオキシンなどの問題もたくさん出ておりますので、ぜひともそうした点を考えてひとつやっていただきたいと思います。

それと、循環型と言いますけれども、やはり製品なんかをつくっている企業の責任を明確にしていただきたいと思います。商品の引き取りであるとか、再利用であるとか、再資源化というところでは、つくっている企業の責任をはっきりさせる。また、有害物質の廃棄物についても、同じような問題が起きてくると思いますので、企業の責任を明記していただきたいという意見を述べさせていただきます。

そして、運営方法については、やはり府民的な討議というか、公聴会を開くなり、また中間での審議会の開催をぜひともお願いしたいと思います。

相賀会長　特に、焼却に頼り過ぎているということがまずありましたが、現実は焼却に頼らざるを得ない状況が大部分かと思います。事務局の方で、何かその辺は……。

事務局（上田室長）　現在、廃棄物の処理に関しましては、循環型社会形成推進基本法では、焼却の前に、まず減量をすること、それから再利用、さらに再利用できないものについてはリサイクルする、最後に焼却という形でのエネルギーの回収、どうしても処分のできないものについては埋立処分という形になっております。この辺の部分につきましては、今後設置されます部会の中でもいろいろとご議論いただけるだろうと思っております。

それから、中間報告とかそういうものにつきましても、基本的には部会で具体的なスケジュールをお決めいただくことにはなろうと思うんですが、事務局といたしましては、まず先ほど申し上げました実態調査と並行してあり方をいろいろ検討いただき、その中で素案を作成して、当審議会に中間報告をしてご審議いただきたいと考えております。あくまでも具体的な内容につきましては部会の方でお決めいただくなろうと思いますが、事務局では今、そのように考えております。

相賀会長 ご質問の中の、循環型でいかなくちゃいけない、リサイクル云々についての企業の責任というのも、実際には、例えば大型廃棄物について、最初にお金を取っておこうか、それとも後でお金を取ろうかということを含めまして、現実に合わせた方法が随分考えられているような感じがするんですけども、どうなんでしょうか。企業の責任を明確化しろというようなご意見かと思うんですが、現実にはそういう方向にいるんじゃないでしょうか。

小谷委員 まだ現実に起きている問題もありますので、ぜひ部会の方で検討していただきたいと思います。意見として述べさせていただきますので、よろしくお願ひします。

相賀会長 そのほかにご意見、ご質問がございましたら……。——よろしうございますでしょうか。小谷委員のご質問、ご提案については部会で処理するということで、それでは、当審議会に廃棄物処理計画部会を設置することとし、その組織、運営に関する規定を、先ほど原案を読んでいただきましたが、そのとおり定めるということで、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ありがとうございます。それでは、同部会を設置し、その組織、運営に関する規定を原案どおり定めることにさせていただきます。

また、今決めていただきました部会の会議の公開についてであります。府の施策・計画の立案などで重要な役割を果たしている審議会は、審議過程を府民に明らかにし、審議会のより公正な運営を図るために、原則として公開としております。この趣旨にのっとりまして、新しい部会も公開とするということでよろしうございますでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、この部会の会議を公開とさせていただきます。

それから、部会に属します委員、専門委員並びに部会長についてでございますが、大阪府環境審議会条例第6条第3項及び第4項によりまして、会長が指名をすることにな

っておりますので、後日、私の方から指名させていただきます。よろしくご協力のほどお願い申し上げます。この件につきましては、決まり次第、それぞれの委員の皆様に事務局の方から連絡させていただきますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

次に、議事の3、水質測定計画部会の決議事項の報告についてでございます。

昨年8月の本審議会におきまして、水質測定計画部会の運営要領として、部会の組織や部会の決議を審議会の決議とすることなどを定めております。その後、私が審議会条例に基づき、近藤部会長を初め部会の委員、専門委員の方々を指名させていただきました。また、昨年12月に水質測定計画に関して知事から諮問がありまして、この部会において審議し、決議していただいて、本審議会の答申ということにしております。

それでは、近藤部会長、その決議につきまして、ご報告をよろしくお願ひ申し上げます。

近藤部会長　　水質測定部会の近藤でございます。それでは、当部会の決議事項につきまして、資料3-1から4をもちまして報告をさせていただきたいと思います。

まず、資料3-1でございますが、昨年12月4日付で、知事から平成13年度公共用水域及び地下水の水質測定計画につきまして環境審議会会长に諮問がなされ、同日、環境審議会条例第6条第1項の規定によりまして、水質測定計画部会で審議をすることになりました。

その内容につきましては、資料3-3に詳しいことを述べておりますが、公共用水域では、今年度と同様に、河川につきましては98河川138地点、海域につきましては、水質で22地点、底質で15地点で測定を実施することになっております。これは1ページから書いておりますので、後でごらんいただければありがたいと思います。また、地下水に関しては、概況調査を82地点、定期モニタリング調査を130地点で行うことになっております。

委員の先生方にいろいろご審議をいただきまして、環境基準の類型指定の変更、あるいは水系全体で水質と水量をどう配分するかといった問題も議論され、発生源の対策についていろいろなご意見がございましたが、特に計画案の変更を必要とする意見ではなく、変更はいたしておりません。したがいまして、当部会で審議しました平成13年度の水質測定計画に関しましては、原案どおりでよろしいということで承認をさせていただきました。

資料3-1の裏側に資料3-2がございますが、同日付で、環境審議会会长から知事

にそのように答申をされております。

なお、資料3-4に計画部会の委員のメンバーがございますが、当日、部会長代理に井田委員が就任されましたことを申し添えておきます。

以上で報告を終わらせていただきます。ありがとうございました。

相賀会長　近藤部会長、どうもありがとうございました。そのほかの委員の方々も、ご審議いただきまして本当にありがとうございました。

ただいまのご報告につきまして、ご質問がありましたら、どうぞよろしくお願ひします。——特にないようですので、次に、議事4の水質総量規制部会の検討状況についてでございます。

これは、昨年8月に知事から、化学的酸素要求量等に係る第5次総量削減計画及び総量規制基準について諮問を受けております。そこで、本審議会では、水質総量規制部会を設置し、専門的な見地から調査検討を行うことにしておりました。その後、私が審議会条例に基づきまして近藤部会長を初め部会の委員、専門委員の方々を指名させていただき、鋭意検討いただいております。

それでは、近藤部会長から、部会の検討状況について、ご報告をよろしくお願ひ申し上げます。

近藤部会長　引き続きまして、水質総量規制部会のご報告をさせていただきます。

まず、当部会の委員でございますが、資料4-3にお示ししていますように、5名の委員が指名されましてこの部会を構成することになりました。当部会としましては、年度内に4回程度部会を開催して部会報告をまとめる予定でございましたが、国の作業が大変おくれておりますので、現在まで2回しか部会が開けないという現状でございます。これは、こちらの怠慢ではなくて、国がおくれているということでございますので、ご了承いただきたいと思います。

今までの部会での検討状況につきまして、簡単にご説明申し上げたいと思います。

お手元の資料4-1に示してございますように、第1回の部会を昨年9月4日に開催いたしまして、水質総量規制制度の概要、第4次水質総量規制の実施状況及び中央環境審議会の第5次水質総量規制のあり方の答申等につきまして説明を受けました。府の総量規制基準設定の基本的考え方についても、ここで検討させていただいております。第2回の部会は12月4日に開催いたしまして、主にCOD、窒素、燐につきましての総量規制基準値を中央環境審議会の答申をもとに検討いたしました。

現在までの部会での検討状況は以上のとおりでございますが、詳細な内容につきましては、府の環境指導室のホームページにおいて公表されているところでございます。

府におきましては、計画等を立案する過程において原案を府民の方々に公表し、これについて提出された意見等を考慮して意思決定を行う、いわゆるパブリックコメント手続というものを4月より実施されると聞いておりますことから、部会におきましても、総量削減計画及び総量規制基準の原案ができた段階で、専門的な事項でもありますことから、部会からパブリックコメントを実施して広く府民の意見を聴取したい、このように考えております。これは、既に環境省などでも各部会から直接パブリックコメントをとるという前例がございますので、そういう形にさせていただいたらいかがかと思っております。その際には当然、委員の先生方にもお知らせすることになっておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

それでは、詳細につきまして、事務局の方から説明をよろしくお願ひいたします。

事務局（岩崎室長） 事務局の環境指導室長の岩崎でございます。続きまして、資料4-2によりまして、第5次水質総量規制に係る今後のスケジュールについてご説明をいたします。この中で、実線は実施済み、破線は計画を示しております。

先ほども部会長からご報告がありましたように、当初は、国の策定指示に合わせ、年度末までにご回答をいただき、速やかに第5次水質総量規制をスタートしたいと考えていましたが、いまだ国の水質汚濁防止法の改正政令及び省令の公布、基準の告示がなされておらず、このため総量削減基本方針も出されておりません。改正政令の公布は早ければ4月中にも予定されていると聞いておりますけれども、確定したものではございません。政令改正は、当初、昨年の10月に予定されておりましたことから、現在で約6ヶ月間おくれていることになります。

府としては、今後、国の策定スケジュールを受けて、第3回の部会を開催し、総量削減計画、総量規制基準をご検討いただきまして、その原案に対して、先ほど部会長からご説明がございましたパブリックコメントをインターネット等を使用しまして実施するとともに、第4回の部会で、この意見の集約を行うとともに、部会報告書の検討をいただいて、審議会へご報告、ご審議の上ご回答いただき、速やかに総量規制をスタートしたいと考えています。

このようにスケジュールが大変おくれまして、委員及び専門委員の先生方にはご迷惑をおかけいたしておりますけれども、国の政令改正等がなされると、全国関係20都府

県がスケジュールに合わせまして一斉に実施することから、その後の作業が急に進むことが考えられますので、その際はどうぞよろしくお願ひ申し上げたいと思います。

以上で事務局からの説明を終わらせていただきます。

近藤部会長 以上でございます。よろしくお願ひいたします。

相賀会長 どうもありがとうございました。

国の進捗状況等も含めて、ただいまご説明いただきましたが、何かご質問あるいはご意見がございましたら……。

西口委員 私、化学物質に弱いもので、先ほどの測定計画と今の総量削減計画の関係なんですが、今、先ほど言われましたダイオキシンが非常に問題になっていると思います。その土壤汚染なんかも問題となっておりまして、地下水の測定計画の中でダイオキシンというのはそもそも化学物質に入っているのか、入っていないのか。入っていないとすれば、それはなぜ除かれているのかという理由をお聞きしたい。あるいは、法制度上そういうものが入っていないということであれば、自主的にダイオキシンの測定をやってもいいんじゃないかと思うんですが、それをされない理由。

それと、総量削減計画のところで、私いつも思うのは、パブリックコメントを求められるのはいいと思うんですが、非常に期間が短くて、案を検討して、それに対して資料等をとって意見を述べる余裕がなくて、单なる思いつきでもとにかく出そうかというような感じで出してしまってることが多いんです。だから、できるだけ余裕を持った期間をとっていただきたいと思っております。それは削減計画の内容等によって大分違ってくるとは思いますが、そういうことを配慮していただきたいと思います。

また、意見の結果を集約されることは、それはそれでいいと思うんですが、それに対して、意見を採用しなかったら、なぜ採用しなかったのかとかいうことがコメントを出された方に対して明らかにされていないことが多いんじゃないかと思います。パブリックコメントを求めて、なぜそれが採用されなかったかがわからないと、パブリックコメントは单なる意見の参考にすぎないのかということになります。そこら辺で、パブリックコメント自身について問題があると思っておりますので、それをできるだけ改善していただきたいと思っております。

近藤部会長 後で府の方からも追加をしていただきたいと思いますが、ダイオキシンに関しましては、有害化学物質ということで、大気、水質、土壤と、別途測定がされているかと思います。

事務局（吉田所長） 公害監視センターでございます。近藤部会長がおっしゃいましたとおり、部会を設置いただきますときにもこの審議会でそういったご質問がございましたが、ダイオキシンにつきましては、土壤、大気、地下水、河川水等々、包括的に存在しているという状態を把握しなければならないということで、ダイオキシン法の常時監視義務という形で知事がやっております。その上で一括して調査をし、府民の方々にもご報告するという形態をとっておりまして、今回の水質汚濁防止法に基づきます水質計画につきましては、ダイオキシンを除いてご審議をいただき、そして計画を取りまとめた、こういうことになってございますので、よろしくお願ひします。

近藤部会長 その他の有害化学物質に関しましても、別の法律で、いろいろな媒体から測定をするということになっております。

第2番目の部分に関しましては、パブリックコメント手続実施要綱というものを大阪府でも定められて、4月からいよいよやっていくわけでございますので、ご参考にしていただきたいと思いますが、事務局からひとつ何らかのコメントをいただければありがたいと思います。

事務局（岩崎室長） それでは、パブリックコメントの実施の方法等について、具体的にご説明をさせていただきたいと思います。

公表の方法でございますが、私どもの考えておりますのが、計画等の案づくりの実施機関の担当課及び府政情報センターに備えつけておくとともに、先ほど申し上げましたインターネットのホームページに記載することにより、行っていきたいと思っております。意見等の提出につきましては、約1ヵ月程度を目安にご意見をいただきたいと思っておりまして、方法としては、インターネットに用います電子メール、郵便、ファクシミリ、それらによって受け付けをしたいと考えております。

提出されました意見等についてのこちらの考え方でございますが、部会の先生方の考え方並びに提出された意見に基づき計画案等を修正したときにはその修正内容を公表させていただいて、一定のご理解を求めていきたいと思っております。

何分、今回初めてパブリックコメントを実施いたしますので、少し試行錯誤的になるかもしれませんけれども、できるだけご意見を踏まえ、改善した形で進めさせていただきたいと思います。

西口委員 今の要綱というのは、だれでももらえるものなんですか。パブリックコメントの実施要綱というのはこの4月から実施されるということですが、その中身は全部教

えていただけますか。

事務局（岩崎室長） 後で資料をお渡しします。現在、公表しておりますので。

相賀会長 ほかにご質問がございましたら……。——よろしいですか。それでは、検討していただきました近藤部会長はじめ部会の委員の皆様にお礼を申し上げます。今後さらに部会において調査検討していただくわけでありますが、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

議事の4を終わりまして、議事の5に移らせていただきます。新環境総合計画部会の中間報告についてでございます。

昨年8月に知事から、新しい環境総合計画の策定に当たりまして、長期的な目標や施策の展開につきましての考え方など基本的な事項について諮問を受けております。本審議会では、新環境総合計画部会を設置し、検討を行うことにしております。その後、私が審議会条例に基づき、前田部会長をはじめ部会の委員と専門委員の方々を指名させていただいております。

そして、鋭意ご検討いただいているのが現状であります。それでは、資料5の「新しい環境総合計画策定にあたっての基本的な考え方について」につきまして、前田部会長から部会における検討の中間報告をどうぞよろしくお願ひします。

前田部会長 新環境総合計画部会の部会長を務めさせていただいております前田でございます。

ただいま会長のお話にもございましたように、知事から昨年諮問がございました「環境基本条例に基づく環境総合計画について」の基本的事項について、この会議にご報告してご意見を賜り、あるいはまたご批判をいただくことができると考えられるほどに部会の考え方の取りまとめを行いましたので、部会の検討経過及び検討の中間報告につきましてご報告いたします。

新環境総合計画部会では、昨年8月から部会を5回開催いたし、検討を続けてまいりました。

さて、初めに、部会の審議経過についてご報告いたします。お手元の資料5、最後の26ページをごらんください。

第1回の部会では、計画策定スケジュールと計画策定に向けての課題について検討を行うとともに、第3回の部会において直接府民のご意見をお聞きすることを決めました。

第2回の部会では、大阪21世紀の総合計画や地球温暖化に係る大阪府の計画など、本

計画と密接に関連する計画の内容を把握するとともに、新計画に係る長期的目標及び施策の展開の考え方について、大枠としての方向づけを行いました。また、事務局でインターネットを活用した意見募集を実施しておりますが、ホームページに寄せられました府民の多くの意見についても報告を受けました。

第3回の部会では、先ほど申しましたように、新計画策定に向けての府民の意見を直接お聞きいたしました。応募のございました9名全員の方の意見発表と、2団体の書面による意見発表がございまして、貴重なご意見をいただきました。それらは、以後の審議の参考とさせていただいております。

第4回の部会では、新計画策定に当たっての基本的な考え方について、さらに議論を進め、具体的な施策の展開の方向、計画の効果的な推進方策について審議いたしました。

第5回の部会では、これまでの議論の補充的な審議、さらには整理を行うとともに、本日の審議会に提出しました中間報告について検討いたしました。

審議経過は以上でございますが、今後の部会における審議案件として、中間報告に加えて、本日の審議会のご議論と、すべての主体の具体的な行動の基礎となる環境配慮規範について基本的考え方を検討し、最終的に取りまとめていきたいと考えております。

では、お手元の資料5、新環境総合計画策定に当たっての基本的な考え方について、中間報告の概要を説明させていただきます。

初めに、中間報告の構成でございますが、目次に示しておりますとおり、計画の基本理念、計画の枠組み、長期的な目標と実現の方途、施策の展開、計画の効果的な推進、として取りまとめております。

1ページの「I 計画の基本理念」ですが、まず、20世紀から21世紀に残した環境上の「負の遺産」の認識と、再び繰り返してはならないことを教訓として、「負の遺産」の解決に向けた取り組みを始める必要性があることを示しております。

また、21世紀を持続的発展が可能な社会にするためには、まず第一に資源の過剰な消費を避け、物質循環ができる限り確保することによって、最適生産、最適消費、最少廃棄型の経済社会システムへ変革した社会を目指す必要性と、そのため「循環」という視点が経済社会システムに確実に組み込まれていることが不可欠であるとの考えを示しております。

さらに、循環型社会の構築に向けての手立てとして、価値観の変革とパートナーシップの構築を挙げており、私たちの価値観を共生や自律などを規範とした環境倫理を基礎

としたものに変革すること、社会を構成するすべての主体が積極的に実践活動に参加し、行動しなければならないことを述べるとともに、そのためには、各主体の公平な役割分担のもと、パートナーシップが必要であると説明いたしております。

なお、新たな計画の策定に当たりましては、単に大阪府の行政計画という位置づけにとどまらず、すべての主体の行動指針として示すことが必要であり、地域としての自律性や大阪府が全国の先導的な役割を果たす施策展開を図るべきであるということも、計画の基本理念といったしております。

次に、3ページでございますが、「Ⅱ 計画の枠組み」についてご報告いたします。

まず、1の環境基本条例との関係でございますが、既にご存じのように計画の策定は条例に位置づけられており、本計画では具体的な施策やその効果的な推進方策を示すとともに、府民、事業者、民間団体、行政など各主体が協働して取り組むための共通の目標や基本的な取り組み方向をも示す必要があるとしております。

次に、2の計画の期間につきましては、大阪21世紀の総合計画との整合性等を踏まえまして、2025年を見通しつつ、2010年度までとすることが適当であるといったしております。

3の計画の対象につきましては、まず、対象地域ですが、基本的に現在の計画と同様、地球環境の保全を視野に入れつつ、大阪湾を含む大阪府全域とすることが適当であるとし、環境の範囲は、環境基本法に掲げられている範囲にとどまらず、環境基本条例に掲げる環境の範囲を対象とすることが適当であるといったしております。

4ページの「Ⅲ 長期的な目標と実現の方途」につきましては、5ページの下の方に4つの基本方向の関係を、また6ページにはその体系図を掲げておりますが、4ページにございますところの長期的な目標は、おおむね2025年を目途に、良好で快適な環境を享受できる「豊かな環境都市・大阪の構築」を図ることとし、その中で、環境への負荷が少なく良好な環境が享受できる大阪、ゆとりと潤いがあり四季が感じられる大阪、環境を大切にする文化が誇れる大阪の3つを大阪の望ましい環境像として挙げております。

また、実現の方途でございますが、府民の視点により、環境と人とのかかわり合いを中心に、体系的にわかりやすく示すことと、環境基本条例の施策の基本方針との整合性をも考慮いたしまして、次の4つの基本方向により施策の展開を図ることが望ましいといたしております。

その基本方向でございますが、1つ目は、「循環」をキーワードとし、社会システム

全体及び地球規模の環境を視野に入れまして、「持続的発展が可能な循環を基調とする元気な社会の実現」。2つ目は、府民から寄せられた意見をも踏まえまして、「健康」をキーワードとし、「環境への負荷が少ない健康的で安心なくらしの確保」。3つ目は、「共生・魅力」をキーワードとし、豊かさや安らぎを実感する環境を視野に、大阪の魅力づくりの一つとして、「豊かな自然との共生や文化が実感できる魅力ある地域の実現」。4つ目は、「参加」をキーワードとし、目標の達成に向けて「全ての主体が積極的に参加し行動する社会の実現」。以上4つの基本方向に沿って、各種施策の展開を図ることが必要であるといったしました。

次に、7ページ以降をごらんください。「IV 施策の展開」について述べておりますが、そこでは、長期的な目標を実現させるために必要な具体的な施策のあり方を示しております。

1の基本となる視点でございますが、施策の展開においては、本計画の期間とした2010年を中期的な目標達成年とするとともに、現計画においてその達成状況が芳しくなかった項目を中心に、短期的な目標を設定するとともに、計画自体の見直しができるようにしておく必要があることを述べております。

また、2の目標設定のあり方については、可能な限り数値目標を掲げ、わかりやすくすることとし、3の施策展開の方向については、先ほどの4つの基本方向に基づく施策の展開と、取り組みの先取りや、目標達成が困難もしくは大幅におくれる事項については原因を明らかにし、それらを具体的な目標及び施策に反映させることが重要であるとしております。

8ページは、施策の体系を図示しております。そして、9ページ以降に、具体的に基本方向に沿った施策の展開に当たっての留意すべき事項を示しております。施策体系図の右端に点線で示しておりますが、個々の具体的な施策を有機的に連携させ、横断的な複数の課題に適切に対応させることが重要であると考えております。これらの留意事項の内容については、時間の関係もありますので、割愛させていただきますが、項目としては次のようなものを掲げております。

まず、「循環」という基本方向につきましては、9ページからございます。廃棄物の減量化・リサイクルの推進、水循環の再生、環境に配慮したエネルギー利用の促進、地球環境保全に資する取組、ヒートアイランド対策、以上の5つの項目でございます。

次に、「健康」という基本方向につきましては、12ページからございます。自動車公

害の防止、廃棄物の適正処理、大気環境の保全、水環境の保全、地盤環境の保全、騒音・振動の防止、有害化学物質による環境リスクの低減・管理、環境保健対策及び公害紛争処理、以上の8つの項目でございます。

次に、「共生・魅力」という基本方向につきましては、16ページから書いております。生物多様性の確保、自然環境の保全・回復・創出、自然とのふれあいの場の活用、潤いと安らぎのある都市空間の形成・活用、美しい景観の形成、歴史的文化的環境の形成、以上の6つの項目でございます。

4つ目の「参加」という基本方向につきましては、20ページから記載いたしております。パートナーシップによる環境保全活動の促進、環境教育・学習の推進、総合環境情報システムの整備・環境情報の提供、環境監視・調査・研究、事業活動等における環境への配慮、経済的手法による環境負荷の低減、国際協力の推進、以上の7つの項目を挙げております。

最後に、24ページに「V 計画の効果的な推進」がございます。

その1の基本となる視点では、本計画は、その推進過程において、環境をめぐる社会変化に対応できるよう、短期的に計画自体を見直すことができるシステムであることが必要であるといったしております。

2の計画推進の方策については、これまでも基本条例に基づく計画の進行管理が行われていますが、今後の課題といたしましては、本計画の目標達成をより確実なものとするために、これにあわせまして、P D C Aサイクルによる手法など新たな進行管理・点検評価システムの検討と導入が必要であるということを挙げております。それから、各種施策の連携ということで、府の環境行政を強化するとともに、部局の枠組みを越えた相互の連携を図り、総合的視野に立って施策を推進することが必要であり、また国や近隣府県、府内市町村それぞれが策定されました環境計画等とも連携を図ることを求めております。

以上、私から概要をご報告させていただきました。

これについて、審議会としてのご意見をいただきたいと存じますので、よろしくお願ひいたしたいのですが、その前に、部会の委員のどなたから補充的な説明をいただけるかもしれません。委員の皆さんの中で、これを抜かしたのではないかということがございましたら、ひとつよろしくお願いします。

増田委員 専門部会にも参加させていただいている府立大学の増田でございます。き

ようご報告いただきました前田部会長のご説明で全然問題はないんですけれども、二、三、強調しておきたいなという話がございましたので。

一つは、5ページ目に、「循環」「健康」「共生・魅力」「参加」という4つの視点がございますが、これから環境を考えていくと、その上のところの「交通やエネルギー、自然環境などの主要課題についても、長期的には都市構造を適切に変換していくことを視野に入れ」というのは、環境の基盤として、土地利用の適正化であったり、土地利用誘導であったりというようなところへ長期的には少し踏み込んでいく必要性があるのではないかという、緑地計画から見た場合に一つの大変な視点ではないかと思っています。

もう一点は、目標のところに「元気」であるとか「魅力」とかという言葉が出ております。どうも環境行政、あるいは基本方針というと、どちらかといえばマイナス型といいますか、規制型といいますか、そういうイメージがあるんですけども、これから環境を考えていくときに、好環境あるいは魅力的な大阪の環境をつくることによる産業活動の活性化とか誘致とか、そういう視点からも好環境をつくっていくことの意味、思いが「元気」「魅力」というあたりに込められているのではないかと思います。

この2点が、少し補足というか、自分なりに解釈した部分でございます。

相賀会長 前田部会長を初めとしまして委員、専門委員の方々に5回会議を開いていただき、府民のご意見も十分聴取していただいてまとまったのがこれだと、そういうご報告であります。本当にありがとうございました。

この中間報告の内容につきまして、皆さんのご意見を伺いたいと思います。

西口委員 意見については、1週間ぐらい前にもらったところで、まだ全体的な検討とか詳細なことはできていませんので、しかるべき時期に言いたいと思っているんですが、わからない点がありまして、2点ほど教えていただきたいんです。

まず、ここに「環境配慮規範」というのか頻繁に出てきます。私、寡聞にして、環境配慮規範がどういうものなのか、具体的なイメージが全く浮かんでこないんです。例えば4ページには、「府民、事業者、民間団体、行政などの各主体の役割と環境配慮規範を明確にする」とあるんですが、府民、事業者、民間団体、行政それぞれについて具体的にどういうことを言うのか。一例で結構なんですが、具体的に挙げていただくとイメージが浮かんでくるので、何かそういうものをご検討されているのだったら教えていただきたいというのが一点です。

もう一点は、これは最初の廃棄物処理計画とも関係してくるんだろうと思うんですが、13ページの「廃棄物の適正処理を推進する」というところです。最終処分場の確保については文言に非常に苦労されたと思うんですが、「住民の理解を得ながら、その確保について検討する必要がある」という文言がありまして、その同じページの「水環境の保全」のところには、大阪湾の埋立抑制ということが記載されております。それで、現実には、フェニックス計画等、すべて大阪湾の埋め立てで最終処分場が確保されているわけで、この2つの矛盾をどうやって止揚するのか。あるいは、これは大阪湾に埋め立てないという趣旨なのか。その辺を教えていただきたいというのが2点目の質問です。

前田部会長 まず、規範と呼ばれているものですが、冒頭にも申し上げましたように、部会としての最終的な考え方、具体的にこうだよというところまでは議論が進んでおりませんで、きょうの会議が終わりました後、これについては集中的に議論をしていただこうと、そのように考えております。

西口委員 そのイメージが浮かんでこないので、例えば条文形式のような文言になるのか、一例でもいいですが、具体的にこういう文言になるとか、こういう形式で書くとかを……。そういうものが全然わからないんです。

前田部会長 これは、法規のような形になるとは私は予想しておりませんで、もう少しわかりやすい、行動規範という形になるであろうと思います。

近藤委員 大変難しい内容だろうと思いますけれども、一つの例として、化学工業会で今、レスポンシブルケア運動というのをやっております。環境に対する配慮ですね、徹底的に自分のところで注意して、自己規制して、そしてデータも全部とって皆さんに公表するというような、だんだん事業体でそういうものがあらわれてきているのもこの一つに入るのではないかと思います。そのほかのところでどういうことをお書きになるのか、私はちょっと見当がつきませんのですが、化学工業団体などではきっちりそれをつぶつぶおられますので、ご参考になればと思います。

相賀会長 その次は、大阪湾の埋立抑制と開発との矛盾といいますか、その辺の両立というようなご質問だったと思いますが、何か。

前田部会長 恐らくこれは、具体的な政策あるいは施策での主要な問題になろうかと思いますので、この審議会に示します基本的な考え方沿って、政策あるいは施策の立案の段階で調整していただくことになるのではないか、そのように思うんですが、事務局で何かお考えはございますか。

事務局（村井課長） 環境管理課長でございます。廃棄物の埋め立てにつきましては、これから循環型社会ということで、先ほど廃棄物処理計画の諮問時にも環境整備室長の方からご説明いたしましたように、可能な限りリデュース、リユース、リサイクル、後は焼却、最終的には処分という形で、処分場としては、大阪圏域でまいりますと、今までの量はございませんけれども、やはりどこかでそれは必要であるということで、引き続きフェニックス事業等の計画は必要であるという形でここに書かせていただいて、ご議論いただいたわけでございます。

なお、埋め立ての抑制につきましては、従来、何々の目的の土地利用ありきというものがありますけれども、そういうものは瀬戸内法の趣旨に反することでございますので、やはり極力抑制するという形で、これから具体的な計画づくりの中でこの基本的考え方を反映させていきたいと考えているところでございます。

西口委員 それで結構ですが、それに対しての意見は別途述べたいと思います。

相賀会長 その辺のことにつきましては、また部会の方でも十分検討されると思います。

小谷委員 新しい環境総合計画策定に当たっての基本的な考え方についてということで、部会長始め皆さん方のまとめていただいたものを、ざっとしか見せていただきていいくんですけれども、一応読ませていただきました。府民の皆さんのお見本も寄せてというところなので、環境にかかわる総合的な、すべての範囲のことについて、大変大切なことが網羅されているのではないかとは思いました。しかし、それぞれのことについては取り上げておられるんですけども、最初の基本的な考え方というところでちょっと意見を述べさせていただきたいと思います。

まず初めに、負の遺産の解決ということが基本理念のところで取り上げられています。負の遺産と聞きますと、過去が環境の問題では間違っていて、その後始末が残っている、だからそれを解決していくという受けとめ方になるんですけども、実際としては、府民に対するマイナスの問題というのは、過去だけでなく、現在もずっと進んでいる問題が幾つかあると思うんです。

前回も私、審議会で発言させていただいたんですが、例えば旧公害指定地域、大阪市初め7つの市独自で行われている15歳未満の子供たちに対するぜんそくの助成なんかの人が、この10年間で約4倍にふえていて3万人ぐらいになっているということを、私どもさきの府議会でも取り上げさせていただきました。こういうぜんそく児がどんどんふえているという問題、また大阪府内の森林がここ10年間で大きく減って森林率が30%

ぐらいになっている問題など、現実に、とまっているのではなくて、まだまだ進行していて、府民にとってマイナスな問題がたくさん起こっていると思います。

こうした問題がずっと続いてきたというところは、今回、府民であるとか、事業者であるとか、行政であるとか、主体を並列で挙げておりますけれども、やはり私は行政と企業の責任が大きいと思います。ですから、基本的な考え方の構成の中にきちんとそこを明記していただきたいと思うんです。

その第一番には、良好で快適な環境を享受する府民の権利というのを掲げていただきたい。前の計画の中にも書かれているんですけども、そうした府民の環境権というものをまずうたっていただきたいと思います。その環境を享受する府民の権利をきちんと守り、さらにいいものにしていくという立場から、具体的な目標、大気汚染であるとか、廃棄物を減らす問題、自然環境の問題、騒音の問題など、これまでも挙げておりましたが、そういう目標をそれぞれ挙げていく。それは今回も言われているんですけども、そうしたことを達成していく、また今問題になっていることをなくしていくために、やはり行政と企業の責務を明確にしていただくことをしないと、今起こっているマイナスの問題は解決しにくい、できないと思うんです。その上に立って、府民がどういうふうに参加していくかということが必要ではないかと思います。

さきの府議会でも、二酸化窒素とともに浮遊粒子状物質が大気汚染の原因となっていることが大問題になって、公害裁判なんかでもそうしたことが認められてきたところですが、府の新年度予算では、国制度としてのバスとトラックに対するディーゼル排気微粒子除去装置着用の費用の一部助成が計上されているものの、向こう3年間で、対象となるバス750台に対して78台なんですね。トラックは、1万5,000台に対して75台ということですから、今の問題を解決する点においては余りにも少な過ぎます。国に予算の増額を求める必要ですけれども、府独自にもそういう意味では予算をふやさないといけないことがあります。

天然ガスの自動車など低公害車導入に対する資金援助は、東京都の新年度予算では1万720台計上されておりますけれども、大阪は188台ということで、到底積極的な対策とは言えないと思います。ディーゼル排ガス対策としましても、軽油の品質改良なんかもありますけれども、大阪でトラックを持っているのはほとんどが中小零細企業なので、そういうところへの補助も必要になってくると思いますし、やはりそういうところがきちんと責任を持って対応していかないと根本的な対策にならないと思います。

また、これ以上、森林、田畠を減らすことをしてはいけないと思うんですけども、開発についてもまだまだ進めるという方向もありますし、そういったことから、やはり企業と行政の責務を環境の面からきっちりと基本の柱の中にうたっていただきたいところがありますので、ぜひとも取り入れていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

前田部会長 負の遺産の問題は、おっしゃるように続いている部分が非常にたくさんあるという認識は、皆さん同じだと思います。それを何とか解決する方向に持っていくかなければならないということで、そのようにご理解いただきたいと思います。

それから、環境問題の解決のために、行政その他の責任、また一方で府民の良好な環境を享受する権利というものをもっとはっきりさせよというご意見だと思うんですが、そういう問題につきましては、以後、部会で十分に議論していただきたい、そのように思っております。

小谷委員 今、取り上げていただけたということで、ありがとうございます。

もう一点は、7ページの施策の展開のところで、「基本となる視点」の文章の後ろから3行目、「計画の目標達成に向け、主要な公共事業については、事業の具体化段階だけでなく、事業計画検討の早い段階から環境に配慮していくことが重要である」と書かれていますが、「配慮して」の後に「中止、見直しも求めしていく」という言葉を入れていった方が、より明確になるのではないかと思います。これは環境審議会で決められるものではありませんけれども、そういう言葉も入れて明確にしていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

前田部会長 配慮せよということは、おっしゃるようなことが起こる可能性もあるんだよということを意味していると私は理解しているんですが、どういう表現がよいのかということは、また相談いたします。

畠中委員 大阪交通労組の方から出させていただいている畠中と申します。初めてで、とんちんかんな意見だったら申しわけないんですけども、私が勤めていますのはこれも行政で、大阪市もいろんなエリアの基本計画というものがたくさんつくられております。もちろん大阪府さんの方でもつくられておりますし、これを見せていただきますと、非常に多岐にわたって書いておられると思うんですけども、特に環境にかかわりましては、現在、私たちは非常に便利で快適な生活になれ切っている部分がありまして、こういういい計画をつくっていただきましても、なかなか府民がその気になるところまで

が難しい部分もあります。

例えば、12ページに自動車公害の防止ということが書かれておりまして、これに関して言いますと、先ほど言われましたように自動車の公害が非常に目立つ部分もあって、私たちは市バスと地下鉄の労働組合ということで、ひざ元の話で申しわけないんですが、TDMという言葉はご存じかと思います。交通需要マネジメントも、今、国土交通省を中心にして、市内・都心部への車の乗り入れ規制とか、ロードプライシングなどいろいろ実験はされているんですけども、どうしても府民が余りいい顔をしないというのが多々あって、行政として踏み込めないところがあると思います。

ただ、この場でもそういう交通需要マネジメントには意見が分かれるとと思いますけれども、府民が嫌な顔をしても、嫌がられても、その計画を行政がかなり強行に実行していかなければ進まない部分もたくさんあると思うんです。ですので、環境担当の部署だけではなくて、府庁全体のエリア、それから各市町村も含めて相当強硬な立場が要ると思うので、ここに書かれているかもしれませんけれども、行政がどのような立場まで踏み込んでいくのかということをぜひとも書いていただきたいですし、最終的な計画を立てるときには取り組む方向まで踏み込んでいただきたいと思います。

前田部会長　具体的な府の施策であれ、各市町村の施策であれ、それをどのように効果的に、整合的に実施するかということは、それぞれの行政のレベルで調整していただくよりほかにいたし方ないと思うわけですが、この計画そのものでは、最初におっしゃいましたように、府民の意識の改革、あるいは価値観の変革というものが非常に大切であり、そういうことが行われるために、教育にも力を注いでいただきなければならないということをまず申しております。

それから、自動車の問題につきましては、特に「健康」というキーワードを使いましたところで、排ガスの問題等についてはこの部会の基本的な考え方を示しているところでございます。具体的な施策をどうするかということは、この基本的な考え方を踏まえまして、それこそ行政に考えていただいて具体的な計画をつくっていかなければならぬわけであります。そこで、行政の皆さん、自動車の問題について、今のお話に連して何かおっしゃることがございましたら……。

事務局（宮前課長）　交通公害課長の宮前でございます。自動車公害の防止対策につきましては、ご承知かと思いますが、現行の自動車NO_x法に基づく総量削減計画は本年度末が最終の達成期限でございます。現在の達成率でございますが、大体37%程度とい

う低い状況にございまして、したがって達成は非常に困難である、そのように考えております。

こういう状況の中、これは大阪だけではなくて、いわば全国的な大都市圏特有の問題でもございまして、今、通常国会が開かれておりますが、その中で、自動車NO_x法を抜本的に改正するということで、見直しの作業が行われております。今の予定でございますが、大体来月上旬ぐらいにはこの法案が成立をするということで、大阪府といたしましては、こうした法案の成立を待ちまして、早急に新しい総量削減計画をつくっていただきたいと考えております。

先ほど委員の方からご指摘がありましたTDMの関係でございますが、新しい計画の中では、こうしたTDM施策についても積極的に盛り込んでいきたいと我々としては考えております。その中で、特にTDMについては、単に環境サイドだけではなくて、やはり道路行政との連携も必要であると考えております。大阪府の中には、車社会対策推進会議でありますとか、あるいはTDMの推進会議という横断的な組織がございますし、先ほど申し上げました新たな自動車NO_x法で、今回は粒子状物質も対象物質として入るわけでございますが、こうした新しい計画については、市町村の方とも十分協議しながら関係機関ともども策定をしていくという考え方で進めていきたいと思っておりまして、関係機関のご支援、ご協力をいただきながら、横断的な、あるいは総合的な、体系的な計画をつくっていくことにいたしております。

それから、先ほど小谷先生の方から、予算に関連いたしましていろいろご指摘をいたしておりますが、大阪府の非常に厳しい財政状況の中で、特に低公害車の普及の問題につきましては、大阪府が率先をして取り組んでいくことによって民間の方々に対してインセンティブを与えていきたい。そういうことの中で、非常に厳しい財政状況ではございますけれども、あえて2億1,000万円程度の予算を新たに計上させていただきまして、大阪府の公用車について率先して低公害化を図り、今後は、例えば7年間で10億のお金を投入するとか、その中で、DPFの関係につきましても来年度、事業を創設することにしております。非常に数が少ないというご指摘もございますけれども、DPFそのものがまだ開発途上で完成品がないということもございますし、こうした中で、とりあえず大阪府がそういう形で率先をして補助金をつけ、あるいは府の公用車にも装着をすることでインセンティブを与えていきたいと思っております。

ちなみに、融資の問題につきましては、比較をするわけじゃないんですが、確かに東

京都の方は、低公害車の導入に対する融資制度として、数の上では1万700台という形で目標を上げておられます。しかし、今までの実績を見てみると、実績そのものは大阪府の方とそんなに遜色はないと思っておりまして、実効性のある対策を打ち出していくことが必要であると思っておりますので、我々といたしましても、今後とも自動車公害防止については最大限の努力を払っていきたいと考えております。

前田部会長 関連して、一つ申し上げます。今のお話の中に、計画の目標値の達成がずれ込んでいるとか、困難であるという問題があったわけですが、この中間報告では、自動車の問題に限らず、目標の達成が困難なもの、あるいはおくれているものについては、短期的に計画 자체を見直し、修正するということを提言させていただいております。それを、先ほど申し上げましたが、改めてここでもう一度申し上げておきます。

近藤委員 先ほど小谷先生からのご質問で、7ページのところ、公共事業の問題について、事業計画検討の早い段階でという話がございましたが、公共事業に関しましては、府の環境影響評価審査会におきまして、計画の非常に早い段階から既に審査をさせていただいて、問題があれば知事から意見を提出するという形になっておりますので、ご参考までに申し上げておきます。

相賀会長 ありがとうございました。

ほかにございますでしょうか。——大変貴重なご意見をたくさんいただき、活発な議論をしていただきまして、部会の委員の先生方には、そのフォローといいますか、まとめといいますか、その辺をどうぞよろしくお願ひ申し上げます。

この際、特に言っておきたいことはございませんでしょうか。——よろしいですか。それでは、次回は、部会の最終のまとめをいただきまして、知事への答申とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

これで本日予定されています議題はすべて終わりました。委員の皆さんには、長時間にわたり、貴重なご意見をちょうだいいたしまして、大変ありがとうございました。

事務局からごあいさつがあるということですので、どうぞ。

司会（前川補佐） 委員の皆様方には、どうもありがとうございました。閉会に当たりまして、井穴環境管理監から一言ごあいさつ申し上げます。

井穴環境管理監 環境管理監の井穴でございます。

本日は、長時間にわたり大変熱心なご議論をいただきまして、まことにありがとうございました。

ただいまご報告いただきました新しい環境総合計画と水質総量削減計画につきましては、各部会において、昨年8月より専門的な面から鋭意ご検討いただいたところでございます。この場をおかりいたしまして、ご参画いただいております部会の委員、専門委員の皆様方に厚くお礼申し上げたいと存じます。また、今後ともよろしくお願ひ申し上げます。

審議会の委員の皆様方には、次回、新環境総合計画と水質総量削減計画につきまして、部会の最終報告を受けてご審議をお願いいたします。また、本日諮問いたしました廃棄物処理計画についても、今後よろしくご審議のほどお願ひ申し上げます。

さて、21世紀を迎えて、環境問題はますます多様化、複雑化しております。こうした諸課題が縮図のようにあらわれている大阪においてこそ、その解決の糸口もまた大阪から提案していきたいと考えております。委員の皆様方には、「環境を守り、地球と生きる」という基本方向のもと、環境の保全と創造に向けた取り組みをこの大阪で進めていく上での示唆を賜りますよう、重ねてよろしくお願ひ申し上げます。

今後とも、本府に対し、より一層のご指導、ご鞭撻をお願い申し上げまして、お礼のごあいさつとさせていただきます。本日はまことにありがとうございました。

司会（前川補佐） 以上で本日の会議は終了させていただきます。どうもありがとうございました。

閉会 午後3時41分